

市町村建設計画パブリックコメントにかかる意見の提出期間(案)

市町村建設計画パブリックコメント実施要領第6に定める意見の提出期間に

については、下記のとおりとする。

記

平成15年11月10日から平成15年12月9日まで

市町村建設計画パブリックコメント実施要領(案)

1 目的

この要領は、堺市と美原町の合併後の市の基本的なまちづくりプランとなる市町村建設計画(以下単に「計画」という。)の策定にあたり、両市町住民に対して、策定過程における計画についての情報を提供し、住民が意見又は提案(以下あわせて「意見」という。)を述べることができる機会を確保することによって、計画への両市町住民の広範な理解を得るとともに、協働参画による計画づくりを推進するために実施するパブリックコメントについて必要な事項を定める。

2 実施主体

堺市・美原町合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

3 素案の提供

パブリックコメントに供する素案(以下単に「素案」という。)は、協議会の協議を経て決定し、この要領の定めるところにより両市町住民に対し周知するものとする。

4 意見の提出ができる者

両市町の区域内に住所を有する者又は通勤通学する者で、年齢や国籍を問わない。

5 意見の提出方法

郵便、直接持参、ファクシミリ、電子メールにより提出できるものとし、様式は任意とする。

意見は文書または電子的記録として残るものであって、日本語で表記されたものに限る。

意見を提出しようとする者は、氏名及び連絡先を明記しなければならない。

提出先は下表のとおりとする。

提出手段	提出先
郵便	〒590-0048 堺市一条通20番5号 銀泉堺東ビル5階 堺市・美原町合併協議会
直接持参	同上
ファクシミリ	072-223-0075（堺市・美原町合併協議会）
電子メール	協議会ホームページから専用フォームにより送信 又は メールアドレス info@sakai-mihara.jp へ送信

6 意見の提出期間

素案決定の際の協議によって定めるものとする。

7 素案等の周知方法

パブリックコメントを実施するにあたっては両市町で説明の機会を設けるなど、素案のほか、意見の提出方法、提出期間等について周知に努めるものとする。

また、提出期間中は、両市町の情報提供窓口その他主要公共施設に関係図書を配置し、協議会のホームページに掲載するとともに両市町のホームページからも閲覧可能とする。

8 意見の取扱い

単に賛否の結論を示したものや趣旨が不明確なものは除き、パブリックコメントによる意見を採用入れる場合は、意見の概要のほか、その理由と案に施した修正の内容を、採用入れない場合は、その理由を協議により確認し、それぞれの結果を公表するものとする。なお、この場合において、意見を提出した者の氏名及び連絡先は公表しないものとする。また、意見に特定の個人又は法人その他団体の権利利益を害するおそれがある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

9 委任

この要領に定めるもののほか、パブリックコメントの実施について必要な事項は、会長が別に定める。